

指定訪問看護の重要事項説明書

指定訪問看護の提供開始にあたり、法令に基づき、事業者が利用者様やそのご家族に対し説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

名称	医療法人天成会
所在地	岡山市北区青江5丁目1番3号
代表者	理事長 原口 総一郎
電話番号	086-226-5022

2. 事業所概要

名称	あおえ訪問看護ステーション
所在地	岡山市北区青江5丁目1番15号
指定番号	3360191633
電話番号	086-226-5330

3. 事業の目的

医療法人天成会が開設するあおえ訪問看護ステーションが、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が必要な状態である者で、かかりつけ医の医師が訪問看護などの必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

4. 運営の方針

本事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 本事業所の職員体制

看護師（常勤）	2名（うち1名は管理者と兼務）
准看護師（常勤）	1名
看護師（非常勤）	名
准看護師（非常勤）	名
作業療法士（常勤）	1名

6. 営業日・営業時間

月曜日から土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月13日から8月15日及び12月30日から1月3日までを除く。

平日：午前8時30分から午後5時30分 土曜日：午前8時30分から午後12時30分

電話などにより24時間連絡対応が可能な体制としています。

7. サービスの内容

主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

1. 病状・障害の観察 2. 清拭・洗髪等による清潔の保持 3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置 5. リハビリテーション 6. ターミナルケア 7. 認知症患者の看護 8.
療養生活や介護方法の指導 9. カテーテル等の管理 10. その他医師の指示による医療処置 1
1. 家族への療養上の指導・相談

8. サービス提供実施地域

岡山市（岡輝学区・芳田学区・芳泉学区・藤田学区・福浜学区・福南学区・操南学区）

9. 利用料

サービスに対する利用料の額は、あおえ訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めたサービスに対する所定の利用料及びサービスを提供するうえで別途必要になった費用です。

利用料は1か月単位で、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届けします。お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供にあたり、事故、体調の急変などが生じ、緊急の対応が必要とされる場合は、事前の打ち合わせに基づきご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡をいたします。また、本事業所の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

11. ターミナルケアへの対応

利用者様がターミナル期に入ると診断または予測された場合、人権尊重の精神に基づき、人間としての尊厳を失うことなく穏やかで安らぎのある日々をお過ごしになれるよう、可能な限り利用者様やご家族のご意向に沿う形で、主治医との連携のもと支援及びケアを行います。

12. 秘密の保持

本事業所は、利用者様及びご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。また、利用者様及びご家族の個人情報の利用に際しては、利用者様及びご家族から同意を得るものとします。また、本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者様及びご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後または当該職員の退職後も継続します。

13.虐待防止措置

本事業所は、利用者様の人権の擁護及び虐待等の防止のために次の措置を講じます。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定
- ・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ・その他虐待防止のために必要な措置

14.成年後見制度の活用支援

本事業所は、利用者様と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、同制度を活用できるよう支援を行います。

15.苦情又は相談の対応方法

サービスに関する苦情等に対しては、常設の窓口を設置し迅速、適切に対応いたします。

上記苦情等については次の窓口で受け付けます。また、上記苦情等の申し立てを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

- ・当事業所相談窓口

あおえ訪問看護ステーション

(管理者 畑山 和美)

: 0 8 6 - 2 2 6 - 5 3 3 0

- ・岡山市介護保険課 : 0 8 6 - 8 0 3 - 1 2 4 0
- ・岡山市事業者指導課 : 0 8 6 - 2 1 2 - 1 0 1 2
- ・岡山市国民健康保険団体連合会 : 0 8 6 - 2 2 3 - 8 8 1 1

16.衛生管理

- ・看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17.留意事項

被保険者証の記載内容に変更が生じた時、要介護認定の変更や更新を行った時、負担割合に変更が生じた時、各種減免に関する決定等に変更が生じた時、生活保護・公費負担医療の受給取得又は喪失した時などは、速やかに事業所に連絡してください。

令和 年 月 日

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の開始にあたり、利用者様に対して重要事項説明書に基づき重要な事項を説明しました。

事業者 岡山市北区青江5丁目1番3号
医療法人天成会 理事長 原口 総一郎 印

事業所 あおえ訪問看護ステーション 管理者 印

説明者 印

私は本契約の内容を了承するとともに、事業者から指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者 【住所】

【氏名】印

家族 (代理人 【住所】

【氏名】 _____ 印

【続柄】

【連絡先】